

健康増進法（平成14年法律第103号）～抜粋～

第5章 特定給食施設等

第1節 特定給食施設における栄養管理

（特定給食施設の届出）

第20条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事（ ）に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

尼崎市は保健所設置市なので、「都道府県知事」ではなく「尼崎市保健所長」となります。

健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）～抜粋～

健康増進法第11条第1項、第12条第2項、第15条、第20条第1項、第21条、第26条第1項、同条第2項及び第5項（第29条第2項において準用する場合を含む。）並びに第31条第1項並びに第2項第2号及び第3号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、健康増進法施行規則を次のように定める。

（特定給食施設）

第5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は、1日250食以上の食事を供給する施設とする。

（特定給食施設の届出事項）

第6条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 3 給食施設の種類
- 4 給食の開始日又は開始予定日
- 5 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 6 管理栄養士及び栄養士の員数